

みんなで作ろう！

# 地区防災計画

大規模災害が発生した場合には、行政による「公助」が早急に届かない場合があります。その場合、地域コミュニティレベルでの助け合い（共助）による救済活動が必要不可欠です。

災害時の協力体制に混乱が生じないよう、共助のための共通ルール【地区防災計画】を作成し、地域の皆さんで共有しましょう。

## 平成26年4月に地区防災計画制度施行

地区防災計画制度は、平成25年の災害対策基本法の改正で創設され、平成26年4月に施行されました。これは、大規模な災害が起こり、被災者を支援すべき行政自体が被災して公助となる行政機能が働かないときに、まずは自助、次に共助として地域コミュニティでの相互の助け合いが、非常に重要となってくることから設けられた制度です。



## 地区防災計画制度の特徴

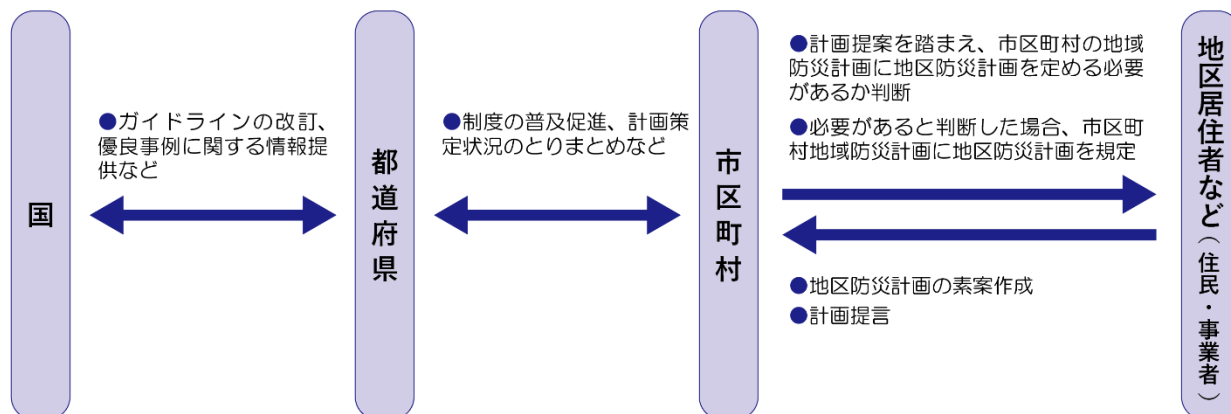
この制度は、地域住民による自発的な防災活動を対象としています。地域住民による計画提案の仕組みを採用しており、従来の県や市区町村が策定する計画とは異なり、いわゆる住民参加のボトムアップ型手法となっていることが大きな特徴です。地域に詳しい住民が自ら作成するため、地区の特性に応じた計画となります。また、単に計画を作成するだけでなく、それに基づいた活動の実践、定期的な見直しなど、継続的に地域防災力を向上させる計画である点が特徴となっています。



今後、地域の実情に合った地区防災計画の作成と実践が期待されています。

## 地区防災計画制度の全体像

出典：内閣府資料



問合せ

佐倉市危機管理課 ☎043-484-6131